

copro

株式会社コプロ・ホールディングス 第19回定時株主総会招集ご通知

日	時	2025年6月20日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
場	所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング 5階 カンファレンス内 会議室
議	案	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆さまへ

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

当社は、今後の更なる事業拡大と成長を目指し、2022年5月に公表した中期経営計画における最終年度の財務業績目標を売上高470億円、Non-GAAP営業利益62億円、技術者数8,000人と大幅に上方修正いたしました。

これは、中期経営計画の核である「エンジニア応援プラットフォーム」を構築し、業界未経験者の積極的な採用、それに対応した研修と育成に注力、業界ナンバーワンのプロ品質を確立することで、エンジニアとお客様から高い評価をいただいた結果であると考えています。

また、メイン事業の建設技術者派遣事業において、直近12ヶ月の売上高基準で業界第3位から第2位へと上昇いたしました。業界リーディングカンパニーとしての足場を固め、より責任と自覚を持ち、今後の成長を確実なものとしていきます。

10月に創業20年目を迎える今期も、凡事徹底を旨とし、ステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく一丸となって精励してまいります。

今後とも、コプログループの更なる成長にご期待くださいますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

清川 甲介

役員一覧



常務取締役

小 粥 哉 澄



常務取締役

越 川 裕 介



社外取締役

葉 山 憲 夫



社外取締役

藤 巻 正 司



常勤監査役

星 野 義 明



社外監査役

春 馬 学



社外監査役

大 倉 淳

証券コード 7059

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

株式会社コプロ・ホールディングス

代表取締役社長 清 川 甲 介

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第19回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.copro-h.co.jp/ir/stockbond/meeting.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、後記「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
大名古屋ビルヂング 5階 カンファレンス内 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第19回定時株主総会ライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

株主総会ライブ配信につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2025年6月20日となります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2025年6月20日（金曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集ご通知とあわせてお送りします議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※議決権行使書を紛失された場合、招集通知7頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）
議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認願います。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID：9999-9999-9999-999
パスワード：999999

スマートフォン QRコード読み

スマートフォン、タブレットから
右のQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

〇このほかきは、切手をはらずにお出しください。
〇議決権行使書面記載の株主総会日以降はご使用に
ならないようにお願いいたします。

読み取り

新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

料金受取人私郵便
郵便はがき
137-8683

差出有効期間
年 月 日まで

〇議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
〇インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ①以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

- ②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会オンラインサイト
「Engagement Portal」のご案内

本サイトでは株主総会等への参加や手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。

パソコン ID/パスワードを入力してログイン

①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力
<https://engagement-portal.tr.mufig.jp>
②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン

ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999

スマートフォン QRコード読み込み

スマートフォンのカメラでQRコードを読み取る
(ID/パスワードの入力は不要です)

○このほか、切手をお出しください。
○議決権行使書裏面に記載の株主総会ID/パスワードはご用意にならないようお願いいたします。

料金 郵便代金
137-8683

郵便はがき
137-8683

(受取人)
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 気付

○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。
○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。

ログインIDと
パスワードを入力

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

① ログインID
4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

② パスワード

③ ☐ 利用規約に同意する

ログイン

④ よくあるご質問はこちら

3. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

- ①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ②当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。
- ✓ 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

(上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。)

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時、ただし、株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで)



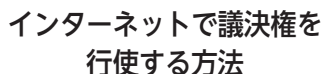
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

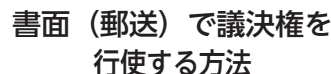
2025年6月20日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○●○●○●○●○ 株主総会日	御中 議決権の数 XX 割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> 投票日現在のご所有株式数 XX 株 議決権の数 XX 割 1. _____ _____ _____ _____ _____ _____				

××××年××月××日

 見本	ログイン用QRコード ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX パスワード XXXXX
--	--

○●○●○●○●○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」 の欄に○印

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営上の重要課題の一つと位置づける株主還元においては配当を基本とし、中期経営計画「コプロ・グループ Build the Future 2027」の対象期間(2023年3月期～2027年3月期)は減配を行わず、連結配当性向50%以上を目処としながら、積極的な投資により達成される利益成長に応じて、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき当期業績及び将来の事業成長に向けた投資計画や備え等を含め総合的に勘案した結果、株主の皆さまに対する適切な利益還元を行うため、前期に比べ1株当たり5円増配し、以下のとおりいたします。

なお、年間配当につきましては、2023年10月1日付けで実施した1対2の株式分割後の1株当たりの前期年間配当額50円に比べ10円増の60円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 40円
総額 761,769,560円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日

第2号議案 取締役1名選任の件

現任取締役のうち藤巻 正司氏は本株主総会の終結の時をもって辞任されます。

つきましては取締役会の監督機能の強化及び構成のさらなる多様化を図るため、社外取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本株主総会において選任いただく取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期が満了する時までとなります。

取締役候補者については経営陣からの独立性・客観性を有する「指名・報酬委員会」の審議・答申を経て、取締役会にて決議しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
 新任 社外 独立	1988年 4月 日本拓建株式会社入社 1991年11月 テンプスタッフ株式会社（現 パーソルテンプスタッフ株式会社）入社 2011年 4月 同社 IT統括本部インターネット企画室室長 2019年 5月 ディップ株式会社 社外取締役就任 2023年 5月 同社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
た な べ え り こ 田 邊 え り 子 (1965年12月2日)	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 人材サービス会社でのIT分野を中心した多数のプロジェクトを牽引し、また採用、マーケティング、リスクマネジメントなど豊富な識見を有しています。人材業界でのIT、採用、リスクマネジメント及び女性活躍の推進などの豊富な経験および識見を活かし、当社の企業活動全般にわたる的確な助言と監督等の役割を果たし、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断したため、社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しております。	

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 田邊えり子氏の所有する当社株式の数は2025年3月31日現在のものです。
 - 田邊えり子氏の戸籍上の氏名は、有山えり子であります。
 - 田邊えり子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、両取引所に届け出る予定であります。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、独立役員とする予定であります。
 - 当社は社外取締役候補者であります田邊えり子氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。田邊えり子氏の選任が承認された場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化・充実を図るために監査役1名増員することとし、その選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
 新任	1980年 4月 アイシン精機株式会社（現 株式会社アイシン）入社 2002年11月 社会保険労務士試験 合格 2004年 5月 株式会社アイシン・コラボ 取締役 就任 2011年 1月 アイシン精機株式会社（現 株式会社アイシン） 監査役室長 2014年 5月 アイシン東北株式会社 取締役経営管理部長 就任 2019年 4月 株式会社グリーンテック 管理本部長 2021年 4月 同社 執行役員管理本部長 就任 2024年 4月 同社 コンプライアンス・エグゼクティブ・アドバイザー 就任	200株
ほりの まさのり 堀 野 政 範 (1958年3月2日)	監査役候補者とした理由 人事・労務関連の専門知識に加え、シェアードサービス会社の立ち上げ、内部監査、監査役室長、取締役・執行役員等の幅広い経験を有しております。こうした豊富な知見・見識を当社の監査に活かしていただきたく、監査役候補といたしました。 選任後は、当社のリスク管理体制の強化、コーポレートガバナンスの向上に貢献いただくことを期待しております。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀野政範氏の所有する当社株式の数は2025年3月31日現在のものです。
3. 当社は監査役候補者であります堀野政範氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。堀野政範氏の選任が承認された場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第2号議案が原案通り承認可決された場合における取締役会が備えるスキル（知見・経験）は、次のとおりであります。

地位	氏名	属性	当社グループの経営に重要な知見・経験					
			企業経営	営業	採用・人材開発	M & A・P M I	リスク管理・財務	サステイナビリティ（ESG）
代表取締役社長	清川 甲介		●	●	●	●		
常務取締役	小粥 哉澄			●	●		●	●
常務取締役	越川 裕介		●	●	●			
取締役	葉山 憲夫	社外独立	●				●	●
取締役	田邊 えり子	社外独立			●		●	●

以 上

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては、当社グループの主要顧客が属する建設業界では、技術者の高齢化及び若手不足の構造的な問題は依然として続いており、加えて、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された労働基準法により、建設業界への時間外労働の上限規制が2024年4月に適用され、人手不足が深刻化しております。当社においても技術者派遣事業の足もとの受注状況は前年を大幅に上回っており、技術者派遣に対する需要は旺盛に推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループは2022年5月に公表した中期経営計画「コプロ・グループ Build the Future 2027」（2023年3月期から2027年3月期）の実現に向け、中長期の成長を見据えた取組みを推進しております。

当社グループのコアサービスである建設技術者派遣を展開する株式会社コプロコンストラクションでは、2024年4月からの時間外労働の上限規制適用に伴い拡大する需要を確実に獲得するために、事業成長の礎である技術者を確保する体制の構築を重点課題に掲げ、採用の更なる強化と定着率の改善に係る取組みを推進いたしました。

採用面においては、優秀且つ豊富な人材を顧客企業へ提供するという人材派遣会社として求められる基礎的サービスである人材供給力を高めるために、外部の人材紹介会社を使った採用に依存せず、当社の強みである自社選考による「ローコスト採用」に磨きをかけてまいりました。その中で重要となる応募の母集団形成においては、有料求人媒体に加え、自社求人サイト「ベスキヤリ建設」や技術者からの紹介採用等、採用チャネルの拡大に取り組み、採用の入口となる応募数の拡大に注力いたしました。また、顧客企業に対する深耕営業により、業界未経験者や女性施工管理などの幅広い案件受注が、積極採用を大きく下支えいたしました。また、通期業績が公表予想値を超過して着地する見込みであった点を踏まえ、当期の1月から3月において、来期2026年3月期の発射台となる4月から6月の配属人数を一人でも多く積み増すことを目指し、中途採用費用の追加投下を実施いたしました。

定着率の改善においては、採用拡大による人材供給に留まらず、当社が追求する本質的な提供価値である「人づくり」を実現するため、安定配属が見込まれる大手ゼネコン・サブコンを中心

としたターゲット企業に対する深耕営業や、複数の技術者を同一現場に配属するチーム派遣・セット派遣の推進のほか、配属後のサポート強化を継続して行っておりました。また、採用数の拡大に伴い在籍技術者数の約7割を構成するまでに増加した在籍1、2年目の若手人材の定着率改善を最重要取組み事項に掲げ、派遣契約単価が大きく伸び始める在籍3年目の壁を超えられるよう、入社間もない技術者への配属後のアフターフォローに加え、「エンジニア応援プラットフォーム」の構築を通じたキャリアアップ支援の強化を行っておりました。これらの取組みにより、入社1、2年目の若手人材の定着率は前年並みの水準にまで回復いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における採用人数は2,379人となり、前期比355人（同17.5%増）の増加となり、当連結会計年度末における技術者数は前期比784人増加（同22.0%増）し、4,352人（前連結会計年度末3,568人）となりました。

機電・半導体技術者派遣及びIT技術者派遣サービスを展開する株式会社コプロテクノロジーにおいては、ITエンジニア向け案件紹介サイト「ベスキャリアIT」、及び機電分野のエンジニア採用サイト「ベスキャリア機電」へ採用費を投下し、自社採用サイトの一層の強化に取り組みました。また、半導体製造装置の保守点検を担うエンジニアの育成に特化した半導体技術者研修センター「セミコンテックノラボ」において未経験人材の受入れを進め、1ヵ月間の教育研修を経て、半導体製造装置の機械メンテナンスやフィールドエンジニア業務等を行える人材として付加価値を高め、顧客の開拓と共に配属を積み上げました。「セミコンテックノラボ」の開設から11ヵ月で卒業生は100名を突破したほか、技術研修だけにとどまらず、技術者として必要な心構えを養うことを重視しており、卒業後に配属したエンジニアの定着率は約95%と高い水準を実現しております。これらの結果、当連結会計年度末における技術者数は前期比148人増加（同40.1%増）し、509人（前連結会計年度末361人）となりました。

これらの結果、当連結会計年度末のグループ技術者数は、時間外労働の上限規制を追い風にした需要の拡大を受けながら、外部の人材紹介会社に依存しない、自社選考による「ローコスト採用」に磨きをかける採用力の強化が功を奏したことにより、建設技術者派遣の株式会社コプロコンストラクションを中心に伸長し、前期比932人増加（同23.7%増）の4,861人（前連結会計年度末3,929人）と増加しました。

当連結会計年度における建設技術者派遣における売上単価は、同じく上限規制を受けた一人当たりの残業時間の減少や、未経験者採用の拡大により契約単価の低い技術者構成比が上昇した影響を受け、582千円（前期比4.8%減）となりましたが、売上単価の低下を補って余りある技術者数の増加率を実現した結果、当連結会計年度における売上高は30,015,113千円（前期比24.6%増）と増収となりました。利益面につきましても、売上高の増加に伴う売上総利益の増加に加え、売上高増加に伴う地代家賃や人件費等、固定費率の低下により収益性が高まったこと

により、営業利益は2,763,955千円（同29.1%増）の大幅増益となりました。また、経常利益は2,784,339千円（同25.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,820,790千円（同24.4%増）、1株当たり当期純利益95円45銭（同22.9%増）となりました。

なお、当社グループは技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は235,679千円であり、うち主な内訳は、支店の移転に伴う設備投資として建物及び構築物の取得43,462千円、工具、器具及び備品の取得36,524千円、本社の移転準備に伴う建設仮勘定の取得74,250千円、営業支援システム、新基幹システムの開発等によるソフトウェア仮勘定の取得20,827千円、自社求人サイト「ベスキャリIT/機電/建設」の開発等によるソフトウェアの取得31,923千円及び連結子会社におけるSES事業譲受による無形固定資産の取得20,000千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、今後の積極的な事業展開を推進していくための資金需要に対して、迅速で自由度の高い安定的な資金調達手段の確保を目的として、取引銀行2行と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、本コミットメントラインに基づく借入実行残高はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 (2022年 3 月期)	第 17 期 (2023年 3 月期)	第 18 期 (2024年 3 月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高(千円)	15,589,085	18,791,365	24,098,199	30,015,113
経 常 利 益(千円)	1,619,771	1,324,251	2,211,838	2,784,339
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	962,953	864,595	1,463,461	1,820,790
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	51.06	46.54	77.68	95.45
総 資 産(千円)	8,841,319	9,995,239	12,150,639	13,057,479
純 資 産(千円)	6,575,164	7,112,171	8,116,291	8,399,948
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	352.12	378.83	422.31	433.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 人材確保及び育成

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに付加価値の高いエンジニアとなり得る人材を獲得していくか、また、いかに在籍する派遣技術社員の定着を促しながらスキルを高めていくかが重要となります。技術者の採用については、売り手市場が継続する見通しであるため、自社求人サイト「ベスキャリア建設」「ベスキャリアIT」「ベスキャリア機電」の更なる集客強化・機能性向上を図るとともに、広告媒体、在籍する社員からの紹介、並びに新卒採用にも注力し、採用チャネルの多様化を進めてまいります。また、業界未経験人材の採用を強化するにあたり、中期経営戦略の核として、派遣元である当社グループが技術者のキャリアパス形成を能動的に支援する「エンジニア応援プラットフォーム」の構築を推進し、新卒や未経験者がエンジニアとしての将来を見据え安心して長く経験を積むことのできるビジネスモデルの構築を目指してまいります。

なお、当社グループの期末に在籍する派遣技術者数は下表のとおりであります。

期間	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
建設技術者	1,995人	2,777人	3,568人	4,352人
機電・半導体技術者	116人	159人	223人	332人
IT技術者	90人	100人	138人	177人

② 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、労働者派遣法）の改正への対応

労働者派遣法は1986年の施行から2025年現在までに多くの改正を繰り返しており、2007年までは需要に応じた派遣業の規制緩和、2012年以降は派遣労働者保護のための規制強化が大きな流れとなっております。これは、日雇い派遣が問題となった2007年、リーマンショックが起こった2008年頃に突然の派遣切りや雇止めにより苦境に立たされる派遣労働者が増えたこと、違法派遣が社会問題化したことなどが影響していました。2012年の改正では、派遣労働者の保護を目的とした法律であることが、法律名に明示もされることとなりました。

近年の改正も、2012年以降に行われてきた派遣労働者の保護と支援をさらに具体的に推し進めることを目的になされており、2020年の改正は、同一企業で働く正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間にある不合理な格差の解消を目指す「同一労働同一賃金」の実現に向けた重要な改正となっております。2021年の改正においては、書面による作成が必要であった派遣契約書について電磁記録での作成が認められたほか、派遣労働者に対し、キャリア

ア支援に関する説明や雇用安定措置に関わる希望聴取を行うことが派遣事業を行う上で義務付けられることとなりました。

当社グループは「労使協定方式」に基づき派遣労働者の待遇を決定することで、計画的な教育訓練や職務経験による人材育成を経て、段階的に賃金含む待遇の改善の実施等、派遣労働者の長期的なキャリア形成に配慮した雇用管理を行っております。

このような法改正への当社グループの適切な対応は、我が国が目指す「派遣労働者を適切に保護し、適切な管理の下で労働者派遣を行う」方針に基づいており、当社グループの持続的な成長にも繋がるものと認識しております。

労働者派遣法は、今後も社会状況や課題に対応する形で改正が行われることが想定されます。当社グループは、今後も法改正に伴う経営環境の変化に適切に対応しつつ、引き続き事業の安定・拡大に努めてまいります。

③ 営業力強化

継続的な成長のためには、既存取引の維持・新規顧客の開拓に加え、顧客企業の新たなニーズを引き出すことで取引件数を増加させる必要があります。

このために当社グループは、重点企業へのアプローチを集中して行い、多くの案件を獲得することを目指してまいります。また、営業プロセスの再構築、マッチングの強化、ツール導入による業務効率化を進め、顧客・案件情報の集約・分析することで、100%近い稼働率を維持し、中長期的に継続する就業先へのシフトが臨機応変に実施できるよう取り組んでまいります。

建設技術者派遣においては、重点企業へのさらなる取引拡大に向けて取り組んでまいります。また、未経験者からの就業者が増加することを踏まえてチーム派遣の推進を行い定着率、成熟度を向上させます。

さらに資格取得支援体制を整備し、施工管理技士、施工管理技士補などの資格取得を促し、付加価値の高いエンジニアを育成することにより、顧客満足に繋がるエンジニアの輩出を目指します。

また、業務提携により付加価値の高い建設業界向けDX人材を育成することで同業他社との差別化を図ります。

機電・半導体技術者派遣の機電においては、引き続き機械設計、電気電子設計を軸に特に生産技術・生産準備領域の拡大を進めてまいります。半導体においては、「辞めないエンジニアの育成」をテーマとしたセミコンテクトラボでの効果があり大手半導体デバイスメーカーや半導体製造装置メーカーとの取引が順調に伸長しました。引き続き既存顧客へのシェア

拡大と新規顧客の開拓に注力してまいります。

ＩＴ技術者派遣においては、目標としていた、大手Ｓierやメーカーと直接取引が増加しており、さらなる新規開拓に努めてまいります。

④ 長時間労働の抑制

昨今の労働行政においては、働き方改革関連法案の施行により長時間労働に対する指導・監督が強化されており、企業側に従業員へのきめ細かな労務管理と安全配慮を求めるものとなっております。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループ派遣技術社員が当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないように、派遣先に対して段階的な改善を要請する通知を提示する等、適宜適切な措置を講じております。

今後も引き続き労働環境の改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に継続的に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
技術者派遣事業	建設技術者派遣・紹介
	機電・半導体技術者派遣・請負
	ＩＴ技術者派遣

(注) 当連結会計年度より、従来の「機械設計開発技術者派遣・請負」から「機電・半導体技術者派遣・請負」、「ＳＥＳ」から「ＩＴ技術者派遣」にサービス名称を変更しております。

(5) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
-----	-----------------------

② 子会社

株式会社コプロコンストラクション	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社コプロテクノロジー	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
COPRO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国

(注) 2024年11月13日開催の取締役会において、COPRO VIETNAM CO., LTD.を解散し清算することを決議しております。現地の法令に従い、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。

(6) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,154名	965名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて965名増加しておりますのは、持続的な成長を図るため、新卒採用及び中途採用を積極的に行ったことによるものであります。
3. 当社グループは技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	8名減	34.2歳	3.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、出向者は出向元を含めず、出向先を含めております。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、連結子会社からの転籍等により当社で就業している使用人は、各社における勤続年数を通算しております。
3. 当社は技術者派遣事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社コプロコンストラクション	30,000千円	100.0%	建設技術者の人材派遣・人材紹介
株式会社コプロテクノロジー	35,000千円	100.0%	機電・半導体技術者の人材派遣・請負、IT技術者の人材派遣
COPRO VIETNAM CO., LTD.	6,720百万VND	100.0%	ベトナムでの建設、機械設計・開発分野における技術者の人材育成及び人材派遣・人材紹介

- (注) 1. 2024年11月13日開催の取締役会において、COPRO VIETNAM CO., LTD.を解散し清算することを決議しております。現地の法令に従い、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社コプロテクノロジー
特定完全子会社の住所	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,264,000千円
当社の総資産額	4,558,939千円

(8) **主要な借入先の状況**（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,000,000株
- ③ 株主数 4,347名
- ④ 大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社リタメコ	8,400,000	44.1
清川 甲介	2,630,293	13.8
蔭山 恭一	1,000,000	5.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	456,000	2.4
森實 厚裕	350,100	1.8
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	248,800	1.3
藤巻 正司	200,000	1.1
野村信託銀行株式会社（投信口）	154,800	0.8
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	143,099	0.8
J Pモルガン証券株式会社	138,039	0.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を955,761株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月22日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対し自己株式2,321株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	1個当たりの 発行価額	1株当たりの 権利行使価額	行使の 条件	権利行使期間
第2回新株予約権 (2018年3月12日)	12,325個	49,300株	0円	338円	(注) 2	2020年3月13日から 2028年3月12日まで
第3回新株予約権 (2021年5月14日)	59,345個	237,380株	0円	642円	(注) 3	2023年5月15日から 2031年5月14日まで
第4回新株予約権 (2022年5月13日)	1,680個	336,000株	100円	481円	(注) 4	2023年6月3日から 2032年6月2日まで
第5回新株予約権 (2022年5月13日)	95個	19,000株	100円	481円	(注) 5	2022年6月3日から 2032年6月2日まで
第6回新株予約権 (2023年10月13日)	555個	55,500株	100円	1,259円	(注) 6	2025年7月1日から 2033年11月19日まで
第7回新株予約権 (2024年4月12日)	4,580個	458,000株	100円	1,644円	(注) 7	2025年7月1日から 2034年4月29日まで
第8回新株予約権 (2024年4月12日)	870個	87,000株	100円	1,644円	(注) 8	2024年4月30日から 2034年4月29日まで

(注) 1. 当社は、2021年4月1日付で1株につき2株、2023年10月1日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「1株当たりの権利行使価額」は、当該株式分割を反映して算定しております。

2. 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等の地位を有していることを要する。但し、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。

3. 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の初日（2023年5月15日）において当社又は当社の子会社の課長職以上の職位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役又は監査役に就任した場合及び定年退職その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の課長職以上の職位を有しなくなった場合はこの限りでない。

4. 新株予約権者は、2023年3月期から2027年3月期のいずれかの事業年度において、当社の調整後営業利益が5,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における調整後営業利益の判定に際しては、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）及び当社の連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）に記載された営業利益に、減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- a.当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- b.当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- c.当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- d.その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権者は、2025年3月期から2027年3月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高及び調整後営業利益が下記に定める(a)及び(b)の条件をいずれも超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

- (a) 連結売上高：40,000百万円
- (b) 調整後営業利益：5,000百万円

なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）における売上高の額をもって判定するものとし、調整後営業利益の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）における営業利益に、減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとする。なお、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権者は、2025年3月期から2027年3月期のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高及びNon-GAAP営業利益が下記に定める(a)及び(b)の条件をいずれも超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

- (a) 連結売上高：40,000百万円

(b) Non-GAAP営業利益：5,000百万円

なお、上記における連結売上高の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様。）における売上高の額をもって判定するものとし、Non-GAAP営業利益の判定に際しては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書）における営業利益に、減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加算した額をもって判定するものとする。なお、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	取締役		監査役	
	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数
第2回新株予約権	6,975個(27,900株)	1名	1,300個(5,200株)	2名
第4回新株予約権	700個(140,000株)	3名	—	—
第5回新株予約権	—	—	45個(9,000株)	2名
第7回新株予約権	2,700個(270,000株)	3名	—	—
第8回新株予約権	700個(70,000株)	3名	—	—

(注) 当社は、2021年4月1日付で1株につき2株、2023年10月1日付で1株につき2株とする株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は、当該株式分割を反映して算定しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	当社使用人		子会社の役員及び使用人	
	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	交付者数	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	交付者数
第7回新株予約権	450個(45,000株)	1名	1,960個(196,000株)	4名
第8回新株予約権	50個(5,000株)	1名	240個(24,000株)	4名

④ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 川 甲 介	株式会社コプロコンストラクション 取締役 株式会社コプロテクノロジー 取締役 COPRO VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 粥 哉 澄	株式会社コプロコンストラクション 取締役 株式会社コプロテクノロジー 取締役
常 務 取 締 役	越 川 裕 介	株式会社コプロコンストラクション 代表取締役社長
取 締 役	葉 山 憲 夫	社会保険労務士法人葉山事務所 所長 株式会社東名 社外監査役
取 締 役	藤 巻 正 司	ティー・ハンズオンインベストメント株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	星 野 義 明	株式会社コプロコンストラクション 監査役 株式会社コプロテクノロジー 監査役
監 査 役	春 馬 学	and LEGAL弁護士法人 代表弁護士 株式会社ネクステージ 社外監査役 ポパール興業株式会社 社外監査役
監 査 役	大 倉 淳	大倉会計事務所 代表 名南M&A株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役葉山憲夫氏及び藤巻正司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役春馬学氏及び大倉淳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役の葉山憲夫氏及び藤巻正司氏、社外監査役の春馬学氏及び大倉淳氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役大倉淳氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中における取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小 粥 哉 澄	常務取締役 管理本部長	常務取締役	2025年3月1日
越 川 裕 介	取締役	常務取締役	2024年6月21日

6. 当事業年度中における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
清 川 甲 介	株式会社コプロコンストラクション 代表取締役社長 株式会社コプロテクノロジー 取締役 COPRO VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長	株式会社コプロコンストラクション 取締役 株式会社コプロテクノロジー 取締役 COPRO VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役社長	2024年6月14日
小 粥 哉 澄	株式会社コプロテクノロジー 取締役	株式会社コプロコンストラクション 取締役 株式会社コプロテクノロジー 取締役	2024年4月1日
越 川 裕 介	株式会社コプロコンストラクション 取締役営業本部長	株式会社コプロコンストラクション 代表取締役社長	2024年6月14日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

I 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の

決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員報酬の決定方針

当社の役員報酬の決定方針は、次のとおりであります。

- 1.継続的な企業価値の向上と業績向上へのインセンティブとして機能する報酬とし、株主との価値を共有します。
- 2.役割と責任に見合った、かつ優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- 3.説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

b. 役員報酬の決定プロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役、社外監査役及び社外有識者の3名以上で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、指名・報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

c. 職位別の報酬構成

取締役（社外取締役を除く）

- ・基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬で構成しております。
- ・業績連動報酬において目標を達成した場合は、理論上おおよそ、「基本報酬60%、業績連動報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が40%」の報酬構成比となるよう設計しております。

社外取締役

- ・独立性の観点から業績連動報酬は支給せず、基本報酬のみを支給しております。

監査役

- ・順法監査を行う立場であることを鑑み、基本報酬のみを支給しております。

d. 報酬体系

報酬等の種類	給付形式 固定/変動	報酬等の内容
基本報酬	金銭 固定	・ 経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準とします。 ・ 役割責任に応じた固定報酬として支給します。
業績連動報酬	金銭 変動 (単年度)	・ 年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益額を指標としています。 ・ 連結純利益を基準に算出した理論総原資額を役位に応じた比率で配分し、これに担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価、ガバナンス体制貢献度等による係数を掛けることで、報酬額を決定します。なお、理論総原資額は当期連結純利益の8%、業績評価等係数は0.7～1.3です。 ※計算式 業績連動報酬＝{(連結純利益額×8%)×当社報酬ガイドラインで定める役位比率}×当社報酬ガイドラインで定める業績評価等係数
譲渡制限付株式報酬	非金銭 変動 (中長期)	・ 株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして導入しています。

Ⅱ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	243 (19)	123 (19)	67 (-)	52 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (10)	18 (10)	-	-	3 (2)
合計 (うち社外役員)	261 (30)	142 (30)	67 (-)	52 (-)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は前年度の連結純利益であり、その実績は1,463百万円であります。
当該指標を選択した理由は、年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるためであります。

3. 非金銭報酬等の内訳は、譲渡制限付株式報酬及び有償ストック・オプションに係る株式報酬費用を計上した額を記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2017年3月31日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役0名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第14回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2017年2月24日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

I 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役葉山憲夫氏は社会保険労務士法人葉山事務所の所長であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社東名と当社との間には利害関係はありません。

取締役藤巻正司氏はティー・ハンズオンラインベストメント株式会社の代表取締役であり、同社は当社と利害関係はありません。

監査役春馬学氏はand LEGAL弁護士法人の代表弁護士であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社ネクステージ、ポパール興業株式会社と当社との間には利害関係はありません。

監査役大倉淳氏は大倉会計事務所の代表であり、同所は当社と利害関係はありません。また、同氏の兼職先である名南M&A株式会社と当社との間には利害関係はありません。

II 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

Ⅲ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 葉 山 憲 夫	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。同氏は特定社会保険労務士の資格を有し、取締役会において、主に労務関連の専門的な知見及び豊富な実績から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 藤 巻 正 司	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。同氏は取締役会において、主に経験豊かな経営管理の観点から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。
監査役 春 馬 学	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は弁護士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に公正な経営に関し、会社法等の専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。
監査役 大 倉 淳	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席しております。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、取締役会及び監査役会において、主に会社財務等に関し、専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

- I. 当社及び当社子会社（以下「コプログループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社の取締役は、コプログループにおけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を目的として制定した「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 2. 当社の取締役は、「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査部門は、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 3. 当社の取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 4. 当社の管理部門を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、コプログループにおける法令違反又は「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるとともに、使用人にその実践を促す。
 5. 当社の経営会議メンバーは、コプログループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてリスク管理部門は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
 6. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
 7. 当社の管理部門が内部統制システムの整備を推進する。
 8. 当社の管理部門がコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況をモニタリングする。
 9. コプログループの使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するための監査体制を整える。
- II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報管理体制を確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、リスク管理委員会で審議し、コプログループ全体で横断的に推進する。

2. 当社の取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
3. 当社の株主総会議事録、取締役会議事録、中期経営計画推進会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
4. 企業秘密については、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
5. 個人情報については、法令並びに「個人情報保護規程」及び「特定個人情報等取扱規程」に基づき厳重に管理する。

Ⅲ. コプログループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コプログループの事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
2. 当社の管理部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
3. コプログループは、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の検討、審議等及び事故等への対応のためにリスク管理委員会を設置する。
4. リスク管理委員会メンバーは、事業部門及び管理部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
5. リスク管理委員会メンバーは、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、コプログループのリスク管理の実施について監督する。
6. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他不正リスク等リスク管理の観点から重要な事項については、リスク管理委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては当社の取締役会において報告する。
7. コプログループの事業部門及び当社の管理部門は、コプログループの事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する当社のスタッフ部門及び当社の中期経営計画推進会議にてその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、当社の取締役及び監査役に報告する。
8. コプログループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査部門が監査を行う。

Ⅳ. コプログループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、各部門長に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
2. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
3. 当社の取締役会は、コプログループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
4. 各部門長は、当社の取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
5. コプログループの取締役及び各部門長の職務執行状況については、適宜、当社の取締役会に対して報告する。
6. 各部門長その他の使用人の職務権限の行使は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

Ⅴ. コプログループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
2. 当社は、コプログループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。
3. コプログループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については中期経営計画推進会議での審議及び取締役会への付議を行う。
4. 当社の内部監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
5. 当社の監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、コプログループにおける業務の適正の確保のため、内部監査部門と意見交換等を行い、連携を図る。
6. 当社は、コプログループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び当社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。また、内部環境及び外部環境の重要な変化があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、変更の有無を検討する。

- Ⅵ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 当社の監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、監査役の職務を補助する能力と知識を備えた使用人を置く。
 2. 同使用人の人事異動、評価等については常勤監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- Ⅶ. コプログループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 2. 当社の管理部門長は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 3. 当社の管理部門長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
 4. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 5. コプログループは監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- Ⅷ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
 2. 監査役は当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 3. 監査役は、監査法人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて監査法人・内部監査部門に報告を求める。
 4. コプログループの取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,778,471	流 動 負 債	4,427,068
現金及び預金	6,190,871	未払金	2,512,368
売掛金	4,140,362	未払法人税等	707,474
その他	447,237	未払消費税等	885,391
固 定 資 産	2,279,007	賞与引当金	165,971
有形固定資産	598,131	その他	155,862
建物及び構築物	395,390	固 定 負 債	230,462
建設仮勘定	74,250	退職給付に係る負債	40,311
その他	128,490	資産除去債務	174,895
無形固定資産	869,840	その他	15,256
のれん	555,809	負債合計	4,657,531
その他	314,030	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	811,035	株 主 資 本	8,247,025
繰延税金資産	230,475	資 本 金	30,000
その他	580,559	資 本 剰 余 金	1,376,804
		利 益 剰 余 金	7,695,140
		自 己 株 式	△854,919
		その他の包括利益累計額	5,441
		為替換算調整勘定	5,441
		新株予約権	147,481
		純 資 産 合 計	8,399,948
資 産 合 計	13,057,479	負 債 純 資 産 合 計	13,057,479

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		30,015,113
売上原価		21,706,367
売上総利益		8,308,745
販売費及び一般管理費		5,544,790
営業利益		2,763,955
営業外収益		
受取利息	2,867	
受取賃貸料	1,140	
未払配当金除斥益	207	
保険解約返戻金	13,904	
為替差益	3,475	
その他の	1,347	22,940
営業外費用		
支払利息	364	
不動産賃貸費用	966	
和解金	603	
固定資産除却損	520	
その他の	102	2,556
経常利益		2,784,339
特別利益		
新株予約権戻入益	87	87
特別損失		
固定資産売却損	43	
その他の	0	43
税金等調整前当期純利益		2,784,383
法人税、住民税及び事業税	1,053,723	
法人税等調整額	△90,129	963,593
当期純利益		1,820,790
親会社株主に帰属する当期純利益		1,820,790

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額	新 株 予 約 権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 調 整 勘 定		
当連結会計年度期首残高	30,000	1,325,959	6,921,842	△223,838	8,053,963	5,145	57,181	8,116,291
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△1,047,493		△1,047,493			△1,047,493
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,820,790		1,820,790			1,820,790
自 己 株 式 の 取 得				△800,090	△800,090			△800,090
自 己 株 式 の 処 分		50,845		169,009	219,855			219,855
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						295	90,299	90,594
当連結会計年度変動額合計	－	50,845	773,297	△631,080	193,061	295	90,299	283,656
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	30,000	1,376,804	7,695,140	△854,919	8,247,025	5,441	147,481	8,399,948

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,437,558	流 動 負 債	694,969
現金及び預金	1,939,793	未 払 金	171,431
売 掛 金	305,372	未 払 費 用	8,724
前 払 費 用	96,888	未 払 法 人 税 等	410,291
未 収 入 金	1,007	預 り 金	8,730
そ の 他	94,495	賞 与 引 当 金	14,187
固 定 資 産	2,121,380	そ の 他	81,604
有 形 固 定 資 産	207,167	固 定 負 債	62,562
建 物	99,726	資 産 除 去 債 務	49,318
車 両 運 搬 具	12,340	そ の 他	13,243
工具、器具及び備品	20,850	負 債 合 計	757,531
建 設 仮 勘 定	74,250	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	52,854	株 主 資 本	3,653,925
借 地 権	5,900	資 本 金	30,000
ソ フ ト ウ エ ア	45,909	資 本 剰 余 金	1,376,804
ソフトウェア仮勘定	1,045	その他資本剰余金	1,376,804
投資その他の資産	1,861,358	利 益 剰 余 金	3,102,040
関 係 会 社 株 式	1,364,000	利 益 準 備 金	7,500
関係会社長期貸付金	113,000	その他利益剰余金	3,094,540
保 険 積 立 金	50,364	繰越利益剰余金	3,094,540
繰 延 税 金 資 産	88,883	自 己 株 式	△854,919
そ の 他	261,110	新 株 予 約 権	147,481
貸 倒 引 当 金	△16,000	純 資 産 合 計	3,801,407
資 産 合 計	4,558,939	負 債 純 資 産 合 計	4,558,939

損 益 計 算 書
(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	3,214,790
営 業 費 用	1,255,791
営 業 利 益	1,958,999
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,866
受 取 賃 貸 料	1,140
未 払 配 当 金 除 斥 益	207
保 険 解 約 返 戻 金	10,937
そ の 他	825
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	364
不 動 産 賃 貸 費 用	966
経 常 利 益	1,972,645
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	87
税 引 前 当 期 純 利 益	1,972,732
法人税、住民税及び事業税	586,540
法 人 税 等 調 整 額	△30,861
当 期 純 利 益	1,417,053

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当期首残高	30,000	1,325,959	1,325,959	7,500	2,724,980	2,732,480	△223,838	3,864,601	57,181	3,921,783
当期変動額										
剰余金の配当					△1,047,493	△1,047,493		△1,047,493		△1,047,493
当期純利益					1,417,053	1,417,053		1,417,053		1,417,053
自己株式の取得							△800,090	△800,090		△800,090
自己株式の処分		50,845	50,845				169,009	219,855		219,855
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）									90,299	90,299
当期変動額合計	－	50,845	50,845	－	369,559	369,559	△631,080	△210,675	90,299	△120,375
当期末残高	30,000	1,376,804	1,376,804	7,500	3,094,540	3,102,040	△854,919	3,653,925	147,481	3,801,407

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コプロ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社コプロ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新家	徳子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬淵	宣考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コプロ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社コプロ・ホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役	星	野	義	明	㊞
社 外 監 査 役	春	馬		学	㊞
社 外 監 査 役	大	倉		淳	㊞

以 上

会社沿革

2006年

- 10月 株式会社トラスティフルー 設立
株式会社トラスティフルー名古屋支店 開設

2007年

- 2月 株式会社トラスティフルー横浜支店 開設

2008年

- 3月 株式会社コプロ・エンジニアードへ社名変更
- 8月 株式会社コプロ・エンジニアード東京支店 開設

2009年

- 10月 株式会社コプロ・エンジニアード札幌支店 開設

2011年

- 7月 株式会社コプロ・エンジニアード大阪支店 開設
- 9月 株式会社コプロ・エンジニアード首都圏支店（現 東京支店） 開設

2012年

- 3月 プライバシーマーク認証取得
- 10月 株式会社コプロ・エンジニアード福岡支店 開設

2013年

- 4月 株式会社コプロ・エンジニアード仙台支店 開設

2014年

- 6月 株式会社コプロ・エンジニアード広島支店 開設
- 11月 株式会社コプロ・エンジニアードアカデミア事業部 開設

2015年

- 5月 ホールディングス（持株会社）体制に移行
株式会社コプロ・ホールディングスに社名を変更し、同時に完全子会社として
株式会社コプロ・エンジニアードを会社分割により設立

2017年

- 2月 自社運営求人サイト「現キャリア」運営開始
- 4月 株式会社コプロ・エンジニアード大宮支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード東京本社 開設
- 8月 株式会社コプロ・エンジニアードアカデミアセンターから「監督のタネ」へ改称
- 10月 株式会社コプロ・エンジニアード神戸支店 開設

2018年

- 4月 株式会社コプロ・エンジニアード金沢支店 開設
- 10月 株式会社コプロ・エンジニアード名古屋第二支店 開設

2019年

- 3月 東京証券取引所マザーズ・名古屋証券取引所セントレックスに株式上場
- 4月 株式会社コプロ・エンジニアード東京プラント支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード名古屋プラント支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード大阪プラント支店（現 大阪支店） 開設
- 10月 株式会社コプロ・エンジニアード高松支店 開設

2020年

- 4月 シンガポールにCOPRO GLOBALS PTE. LTD. 設立
株式会社コプロ・エンジニアード千葉支店 開設
株式会社コプロ・エンジニアード静岡支店 開設

株式会社コプロ・エンジニアード北九州プラント支店 開設

9月 東京証券取引所市場第一部・名古屋証券取引所市場第一部に市場変更

11月 株式会社コプロ・エンジニアード新潟支店 開設

2021年

4月 ベトナムにCOPRO VIETNAM CO.,LTD.設立

株式会社アトモスの全株式を取得し、子会社化

9月 バリュースークコンサルティング株式会社の全株式を取得し、子会社化

2022年

4月 東京証券取引所プライム市場・名古屋証券取引所プレミアム市場に移行

株式会社コプロ・エンジニアードが、ヒューコス株式会社の労働者派遣及び有料職業紹介事業を吸収分割により承継

2023年

10月 株式会社アトモスを存続会社としてバリュースークコンサルティング株式会社を吸収合併し、株式会社コプロテクノロジーに商号変更

株式会社コプロ・エンジニアードを株式会社コプロコンストラクションに商号変更

2024年

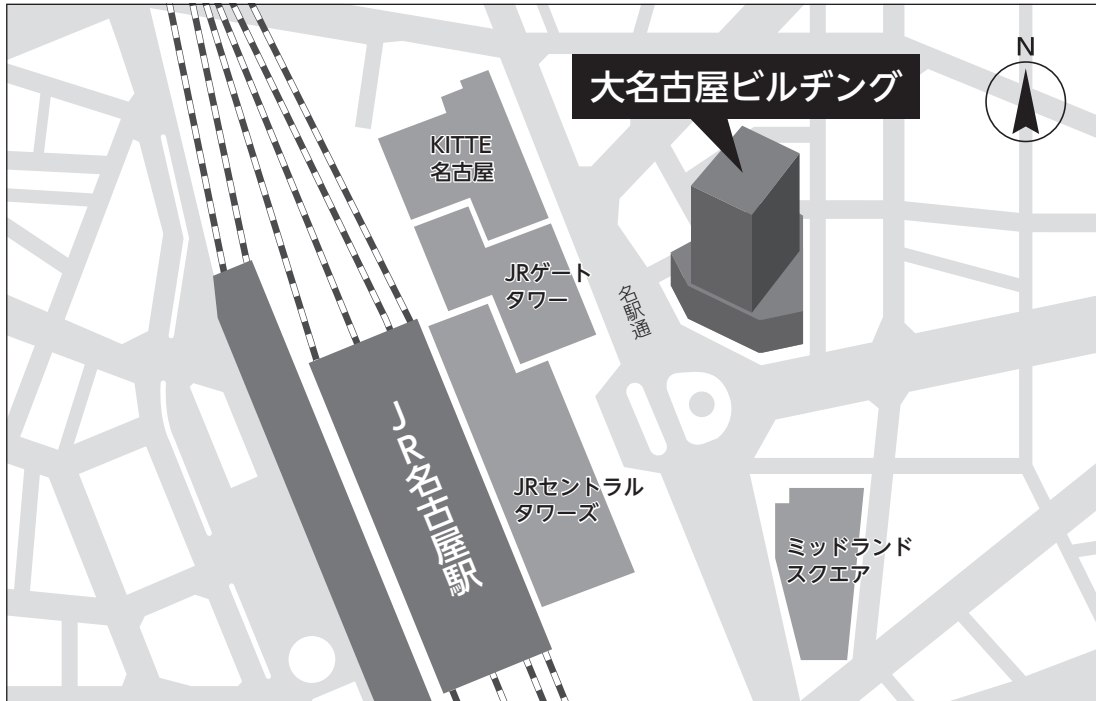
1月 株式会社コプロテクノロジー半導体技術者研修センター「セミコンテクノラボ」開設

株主総会会場ご案内図

会場：愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

名古屋ビルディング 5階 カンファレンス内 会議室

TEL 052-589-3066



交通	J R ・ 近鉄 ・ 名鉄	名古屋駅より	徒歩約 3 分
	地下鉄東山線	名古屋駅より	徒歩約 1 分
	地下鉄桜通線	名古屋駅より	徒歩約 5 分
	あおなみ線	名古屋駅より	徒歩約 5 分

